# 役員選挙の管理・運営に関する規則

1996 (平成 8)年 12月 7日 制定 1998 (平成 10)年 8月 19日 改正 2000 (平成 12)年 11月 12日 改正 2004 (平成 16)年 12月 5日 改正 2006 (平成 18)年 11月 4日 改正 2009 (平成 21)年 7月 5日 改正

(目的)

第1条 会則第 17 条第 1 項及び会則施行細則第 37 条の 3 号に基づき、役員選挙の管理・運営を円滑に 行うことを目的として本規則を定める。

(選挙の種類と方法)

- 第2条 役員選挙は2年に一度行う通常選挙と、役員に欠員あるいは増員が生じた場合に行う補欠選挙の 二つとする。以下、本規則において役員選挙および選挙とは両方の選挙のことを指す。
  - 2. 役員選挙は郵便投票によるものとする。

(選挙権)

第3条 選挙において投票を行うことのできる者は、選挙告示日において正会員の資格を有していること とする。

(被選挙権)

第4条 役員の選挙を受けることのできる者は、選挙告示日の6ヶ月以前から正会員であること、過去に 除名等の処分を受けたことのないこととする。

(選挙管理委員会)

- 第5条 選挙管理委員会は、理事会が委嘱した委員により構成する。
  - 2 選挙管理委員は再任を妨げない。
  - 3 選挙管理委員は被選挙権を失うものとする。
- 第6条 選挙管理委員会委員長は、委員の互選により決定する。
- 第7条 選挙管理委員会は、理事会により承認を受けた日から、当該選挙の次の通常選挙を担当する選挙 管理委員会が発足するまでの期間設置する。
  - 2 選挙管理委員会の委員が補欠選挙における理事会推薦候補となる場合は、当該委員に対する後任 の就任をもって委員を辞し、その後理事会推薦候補となる。

(選挙管理委員会の用務)

第8条 選挙管理委員会は、会則第17条第1項に基づく役員の選挙を実施する。

2 通常選挙における選挙管理委員会の業務範囲は以下の通りである。

選挙日程の決定

選挙告示書及び理事立候補届の作成・発送

理事立候補届出書及び監事候補者推薦届の記入項目確認

理事立候補届受理証または不受理証の作成・発送

選挙公報及び投票用紙の作成・発送

投票用紙の受理と保管

開票及び投票結果の集計並びに判定

理事会への投票結果の報告及び会員への広報

その他上記に属さない日本リハビリテーション工学協会事務局との連絡調整

3 補欠選挙における選挙管理委員会の業務範囲は以下の通りである。

選挙日程の決定

理事候補者推薦届もしくは監事候補者推薦届の記入項目確認

選挙公報及び投票用紙の作成・発送

投票用紙の受理と保管

開票及び投票結果の集計並びに判定

理事会への投票結果の報告及び会員への広報

その他上記に属さない日本リハビリテーション工学協会事務局との連絡調整

(委員補佐)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の準備および開票作業等に関して、必要に応じて候補者以外の若干名の 委員補佐を指名することができる。委員補佐は、選挙管理委員会指示のもと、選挙の準備および 開票作業等の補助を行う。

(理事立候補者及び監事候補者の受付および選定)

第10条 通常選挙の理事立候補者及び監事候補者の受付は、以下のように行う。

理事立候補者は,選挙告示日より定められた期間内に定められた様式により選挙管理委員会 に理事立候補届を提出しなければならない。

選挙管理委員会は、理事立候補の届けがあった場合には、選挙規則第4条の要件を満たしていることを確認し、理事立候補届受理証または理事立候補届不受理証を理事立候補者宛てに

返送する。

理事会は、選挙告示日より定められた期間内に定められた様式により選挙管理委員会に監事 候補者推薦届を提出しなければならない。

定められた期間を経過した時点において、受理した理事立候補者数が改選数を下回る場合は、以下の手順に従い、理事会推薦候補者を加えて改選数と候補者数を一致させる。

- (ア) 選挙管理委員長は理事会に対して、受理した理事立候補者名簿とともに不足数を通知する。
- (イ) 理事会は、速やかに不足数と同数の理事候補者を選出し、選挙管理委員長へ理事会推薦 候補者名簿を提出する。
- 2 補欠選挙の理事候補者及び監事候補者の選定は、以下のように行う。

理事会は、定められた様式により選挙管理委員会に理事候補者推薦届、監事候補者推薦届の いづれか片方もしくは両方を提出しなければならない。

(投票用紙)

- 第11条 投票用紙には、全ての候補者の氏名と所属を記載し、理事候補者と監事候補者は明確に区別し、 理事会推薦理事候補者がいる場合は、理事立候補者と区別して記載する。
  - 2 偽造防止に関しては、選挙管理委員長の印をもって対応する。

(投票の方法)

第12条 投票用紙の記入および返送の手続きは以下のように行う。

正会員は郵送された投票用紙をもちい、指定された期間内に選挙管理委員会に返送する。

理事立候補者は、定員数以内の〇印を記入する様式とする。指定の定員数を超えて記入して はならない。

理事会推薦候補者は、承認しない場合に×印を記入する様式とする。またかわりの推薦氏名は記入しないこととする。

(開票の手順)

第13条 開票の手続きは以下のように行う。

開票作業は以下の手順で行う。

- (ア) 投票総数を集計し、それらを有効票、無効票に分類する。
- (イ) 以下のいずれかに該当する投票は無効とする。
  - 選挙管理委員会が指定した以外の投票用紙

- 投票期日の消印を過ぎて返送された投票用紙及び消印のない投票用紙
- 所定の定員数を超えて投票した投票用紙
- 投票内容が不明確な投票用紙

有効投票数を算定する。

理事立候補者の得票数を算定する。

理事会推薦候補者の非承認数を算定する。

#### (選挙の成立条件)

第14条 有効投票数が選挙告示日の正会員数の5分の1を超える場合に選挙が成立するものとする。

### (選挙結果の判定)

第15条 選挙結果の判定は以下のように行う。

理事候補者の得票数の多い者から上位定員数を当選とする。但し、得票数が選挙告示日の正 会員数の10分の1を超えない場合には落選とする。

理事立候補者の得票数が同数で定員数を超える場合には、総務担当理事が立ち会いのもとに 選挙管理委員会がくじ引きを行い定員数の当選者を決定する。

理事会推薦候補者の非承認数が選挙告示日の正会員数の10分の1を超えた場合は非承認とする。

#### (選挙結果の報告)

第16条 選挙結果の報告及び広報は以下のように行う。

選挙管理委員会は、選挙結果が確定した時点で理事会に報告する。

報告の内容は以下の内容を含むものとする。

- (ア) 理事立候補者指名
- (イ) 理事会推薦候補者氏名
- (ウ) 投票における有効票数、無効票数
- (工) 選挙の成立および不成立の要件
- (オ) 理事立候補者の得票結果及び当落リスト
- (カ) 理事会推薦候補者の非承認結果
- (キ) その他、当該選挙における特記事項

上記報告は書面もしくは電磁的方法にて代えることができる。

選挙管理委員会は、選挙結果が確定した日から1週間以内に理事立候補者及び理事会推薦候

補者に所定の様式にて選挙結果を報告するとともに、速やかに会員に結果を広報する。

(その他)

- 第17条 選挙管理委員会は、選挙の管理・運営について本規則に定める以外の事項が生じた場合は理事会と協議を行い業務を遂行する。
- 第18条 本規則の改定は、理事会で行う。

## 附則

- 1. 本規則は、1996(平成8年)年12月7日より実施する。
- 附則
- 1. 本規則は、1998(平成10年)年8月19日より実施する。

## 附則

1. 本規則は、2000(平成12年)年11月12日より実施する。

#### 附則

1. 本規則は、2004(平成 16年)年12月6日より実施する。

## 附則

1. 本規則は、2006(平成 18年)年11月5日より実施する。

## 附則

1. 本規則は、2009(平成21年)年7月5より実施する。